余市フィッシャリーナの使用に関する誓約書

年 月 日

余 市 町 長 様

使用者住所

氏 名

印

余市フィッシャリーナの使用に関して下記事項を遵守すると共に、各事項に反する行為等が 確認された場合においては、使用の制限もしくは使用(許可)の取消しを受けても異議の申し 立てはしない事を誓約し確認します。

記

1. 余市町公共施設の暴力団排除に関する条例の遵守(条例抜粋) (使用の制限)

第2条

公共施設の使用について別に定めるものを除くほか、集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるときは、その使用を承認しない。

2. 余市フィッシャリーナ設置条例及び施行規則の遵守(条例抜粋)条例 (使用の許可等)

第4条

フィッシャリーナを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 第2項

許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。(別添、付記のとおりとする。)

(権利譲渡等の禁止)

第5条

許可により生ずる権利は、他人に譲渡し担保に供し、又は転貸することはできない。

(許可等の取り消し)

第8条

許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは当該許可を取り消しすることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 当該許可の条件に違反したとき。
- (3) その他公益上の理由により必要と認めたとき。

施行規則

第6条

(1) 営利を図る目的で使用し、又はその恐れがあるとき。

(2) 条例の設置目的に照らし、不適当と認めたとき。

第2項

前項の場合において使用者に生じた損害は、町は賠償その他の責めを負わない。 (損害賠償)

第9条

フィッシャリーナ内における船舶等の損傷又は滅失 (不法侵入者及び使用者の責めにより生じた自・他船の損傷等を含む) について、町はその賠償の責めを負わない。

第2項

フィッシャリーナ内の施設(管理棟、クレーン、牽引用特殊車両等)を滅失し、 損傷し、又は汚損したときはその損害を賠償しなければならない。

- 3. 余市町と余市郡漁業協同組合との協定内容の遵守(略)
 - (1) フィッシャリーナ以外の漁港等に繋留又は上架しないこと。
 - (2) 漁港及びその周辺海域が漁業者の生活資源確保の場であることを充分 認識し漁船に対する危害及び妨害にわたる行為は厳重に行わないこと。
 - (3) 河口漁港周辺において漁船の安全走行と操業している漁船の被害防止のため3ノット以内の微速航行とする。
 - (4) 入出港航路(余市川中心より左右250mコンパス30°00′で沖出し4,500mに囲まれた海面)

入出港時は航路を航行し、速度は10ノット以内とする。

- **4.** 漁船、漁具等に被害を与えた場合はフィッシャリーナ使用者が責任を持って補償を行うものとする。(賠償責任保険は強制加入とする。)
- 5. 気象情報等の把握に努め入出港や航行に充分な注意をはらうこと。
- 6. フィッシャリーナ使用にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
- 7. その他関係法令等の遵守

付 記

- 1. 使用者の責務
- (1) 常時船体にフィッシャリーナ施設使用許可書を備え付けておかなければらない。
- (2) 町長の指定したフィッシャリーナ施設に陸置きしなければならない。
- (3) 船舟の長さ、幅員若しくは喫水、船舟の材質又は、船舟の種類、使用期間を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。
- (4) 使用期間中は、フィッシャリーナ施設の管理に支障を及ぼさないよう常に自己の責任 において安全かつ適正に管理しなければならない。
- (5) 台風等荒天が予想されるときは、速やかに陸上艇置場の状態を点検し、他に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じなければならない。
- (6) 自己の責めを帰する事由により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任において処理しなければならない。

2. 船舟の移動

この許可の期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、直ちにフィッシャリーナ施設以外に退去しなければならない。

3. 有益費等の請求権の放棄

使用を許可したフィッシャリーナ施設について支出した有益費、必要費等その他の 費用を請求しないものとする。